

工事の留意点

(建 築)

令和5年6月版

総務部技術管理課

はじめに

工事の施工は、各種仕様書に基づいて施工されるもので、工程管理をはじめ、品質管理、現場管理等一連の管理により工事を進めていく事が非常に重要なことであり、発注者側・受注者側共に、標準仕様書等の理解・研鑽が必要不可欠となります。また、必要書類の整備についても、より良い成果物として実現していく過程において、書類の精査が極めて重要な役割を担います。

過去の完成検査等を振り返り、特に気が付いた点を「工事の留意点」として掲載しました。工事の施工管理に役立ててください。また、ここに記載のないものについては、各仕様書等に従ってください。

※ 網掛け〇〇〇 : 今回の主な追記、変更点及び特に注意してほしい点

各項目に関係する仕様書等の主な条項を掲載しています。

掲載されている参考図書は、下記時点のものを参考にしています。図面等に準拠する図書の年度等が記載されている場合は、それに準じてください。また、法令等は最新のものを参考としてください。

約款：豊田市工事請負契約約款 (R5.4.1 改正)

標建、標電、標機、標木：R4 公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備、木造）

標改建、標改電、標改機：R4 公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備）

標解：R4 建築物解体工事共通仕様書

指針建、指針電、指針機：R4〇〇工事監理指針（建築、電気、機械）

指針改建：R4 建築改修工事監理指針

手引き：施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き：愛知県建設局【R5.4.1】

監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省 R4.12.23 国不建第 457 号

監督規程：豊田市工事監督規程（H29.4.1）

検査規程：豊田市工事検査規程（H29.4.1）

その他、出典先名称

1. 提出書類の注意点

1-1 監督員	……1
1-2 現場代理人・主任技術者届等	……1
1-3 工程表	……7
1-4 設計図書の照査	……7
1-5 各種施工計画書	……8
1-6 施工体制台帳・施工体系図	……10
1-7 特定建設作業実施届出書	……13
1-8 法定福利費	……14
1-9 材料承認願い・工所用資材メーカーリスト	……14
1-10 労災保険証書	……14
1-11 火災保険等	……15
1-12 建設業退職金共済掛金収納書	……15
1-13 残土処理承諾書	……15
1-14 再生資源利用計画書・実施書（搬入）	……15
1-15 再生資源利用促進計画書・実施書（搬出）	……16
1-16 建設廃棄物処理関係許可証	……16
1-17 建設廃棄物処理委託契約書	……17
1-18 工事実績情報システム（CORINS）	……17
1-19 工事完成届・工事指定部分完成届	……17
1-20 各種結果報告書	……18
1-21 工事の記録	……18
1-22 建設リサイクル法の届出	……19
1-23 事故報告	……20

2. 施工の注意点

2-1 共通	……20
2-2 建築工事	……22
2-3 電気設備工事	……31
2-4 機械設備工事	……34
2-5 解体工事	……37
2-6 木造工事	……39

3. 現場管理

3-1 安全管理	……40
3-2 標識	……41
3-3 整理整頓	……41
3-4 苦情処理	……41
3-5 小規模工事	……42
3-6 建設副産物	……42
3-7 環境配慮	……43

4. 品質管理・写真管理

4-1 品質管理	……44
4-2 写真管理	……44

5. その他

5-1 検査時の対応	……47
5-2 工事写真の電子媒体提出について	……47
5-3 その他	……48

1. 提出書類の注意点

1-1 監督員

(約款第9条)

- ・ 工事契約の際には監督員（専任監督員、主任監督員及び総括監督員）を定め、その氏名を請負者に所定の様式により通知してください。また監督員を変更したときも同様とします。

※当初設計金額が1,000万円以下の工事は、専任監督員及び主任監督員を置く

- ・ 通知は契約締結後できる限り早い時期が望ましく、最初の協議時か技術者届受理時としてください。
- ・ 監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行ってください。

(約款第9条第4項)

(標建 1.1.2)

監督規程

検査規程

1-2 現場代理人・主任技術者届等

- ・ 契約締結後5日以内に提出し、必ず契約課の確認を受けてください。

(約款第10条第1項)

- ・ 現在担当している工事があれば、忘れずに記入してください。
- ・ 主任技術者（監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐）の経歴書には、必要な資格を証する合格証明書の写し等及び直接的かつ恒常的な雇用関係の確認できる書類（下記のいずれかの写し）の添付が必要です。

(手引き Q3-1、Q3-3、Q3-4 恒常的な雇用は3ヶ月以上を確認)

【雇用関係を確認するための書類例】

- (1) 健康保険被保険者証 (保険者番号、記号・番号の塗りつぶしが必要です)
- (2) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- (3) 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
- (4) 技術職員名簿（経審）
- (5) 監理技術者資格者証

1-2-1 現場代理人について

(約款第10条第2項、3項、5項)

- ・ 請負人の代理人として、原則、当該工事現場に常駐することが必要となり、常に連絡が取れる状況であることが必要です。また、主任技術者、監理技術者とは役割は異なりますが、これらを兼ねることができます。

(手引き Q3-1、3-6)

(豊田市における現場代理人の兼務等の取扱い) 【R5.1.1 以降の入札公告から適用】

- 以下の条件を全て満たす場合に、現場代理人の複数工事の兼務を認めます。
 - (1) 豊田市内の建設工事で、次の全てに該当する工事の場合
 - イ) 当初契約金額が 500 万円未満の建設工事（1 件）と契約金額が 4,000 万円未満（建築一式工事は 8,000 万円未満）の建設工事（1 件）との兼務であること。
 - ロ) 契約金額が 4,000 万円以上（建築一式工事は 8,000 万円以上）の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。
 - ハ) 兼務した工事現場間で、常時連絡がとれる体制にあること。
 - ※ この場合、当初契約金額が 500 万円未満の建設工事については、設計変更などを行った結果、契約金額が 500 万円以上となっても現場代理人の兼務を認め、契約金額が 4,000 万円未満（建築一式工事は 8,000 万円未満）の建設工事については、設計変更などを行った結果、4,000 万円以上（建築一式工事は 8,000 万円以上）となった時点で現場代理人の兼務は認められない。
 - (2) 豊田市発注の建設工事で、次の全てに該当する工事
 - イ) 契約金額の総額が 8,000 万円未満（建築一式工事は 1 億 6,000 万円未満）かつ契約件数が 3 件までの建設工事の兼務であること。ただし、それぞれの契約金額は 4,000 万円未満（建築一式工事は 8,000 万円未満）とする。
 - ロ) 契約金額が 4,000 万円以上（建築一式工事は 8,000 万円以上）の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。
 - ハ) 兼務するいずれかの工事現場に常駐し、兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。
 - ※ この場合、契約金額の総額が、設計変更などを行った結果、8,000 万円以上（建築一式工事は 1 億 6,000 万円以上）となっても現場代理人の兼務を認める。
- 兼務をする場合、契約者は、対象工事の条件に全て該当することを確認の上、「現場代理人の兼務届」を契約課の確認を受け、既契約工事の発注者（工事担当課）に契約締結後 5 日以内に提出してください。
- 令和 3 年 6 月 1 日に適用した現場代理人及び主任技術者に関する特約条項において、当初契約金額が 500 万円未満の建設工事には、現場責任者を配置することを規定する。
- （現場責任者が配置されている当初契約金額 500 万円未満の建設工事のみであれば、複数工事の兼務件数に制限を設けない）

現場代理人の兼務について

			◎兼務可	○特例により兼務可	×兼務不可
			工事①		
			技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)
			現場責任者 (注3)	現場代理人	現場代理人
工事②・③	技術者の専任を要しない工事 (注1)	現場責任者 (注3)	○ (注4)	○ (注4)	○ (注4)
		現場代理人	○ (注4)	○ (注5)	×
	技術者の専任を要する工事 (注2)	現場代理人	○ (注5)	×	×

注1 技術者の専任を要しない工事……契約金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事。

注2 技術者の専任を要する工事……契約金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事。

注3 現場責任者を配置する工事……当初契約金額500万円未満の工事で、現場代理人と同様の権限を有するが、現場への常駐義務はない。

注4 豊田市内の建設工事(県の工事等)においては、1件のみ兼務可。ただし、現場責任者の兼務件数には制限はない。

注5 当初契約金額の総額が8,000万円(建築一式工事は1億6,000万円)未満の場合においては、3件まで兼務可。ただし、現場責任者の兼務件数には制限はない。

※主任技術者の専任を要する工事において、現場代理人と主任技術者等を兼任した場合には特別な場合を除き、他工事の現場代理人又は現場責任者及び技術者を兼務することはできない。

(兼務する場合の手続き)

契約者は、対象工事の条件に全て該当することを確認の上、「現場代理人の兼務届」を契約課の確認を受け、双方の工事発注者(工事担当課)に提出すること。

兼務する工事が新たに契約した工事である場合は、現場代理人・主任技術者届に「現場代理人の兼務届」及び工程表を添付し、契約締結後5日以内に、また、既発注工事である場合は、「現場代理人の兼務届」に工程表を添付し、原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。

なお、工程表には、①新たに契約する工事と②兼務する工事(既発注)の作業工程の関係が分かるように作成すること。(必-2-13記載例参照)

※注意：現場代理人は、作業時に現場常駐が必要なため、同一作業とならないように工程を組むこと。

更に、工事担当課へ不在時の連絡体制がわかるものを施工計画書に記載又は添付すること。

1-2-2 主任技術者について

- ・ 技術上の管理をします。工事の途中で下請負契約の契約代金が **4,500** 万円以上（建築一式工事の場合は **7,000** 万円以上）となった場合は、その時点で主任技術者を監理技術者に変更してください。（手引き Q3-1 表 3-1 資格について）

1-2-3 監理技術者について

- ・ 下請負者を適切に指導、監督し、総合的な役割をします。下請負契約の契約代金の総額が **4,500** 万円以上（建築一式工事の場合は **7,000** 万円以上）となる場合は、建設業法で定める資格を有する監理技術者を置かなければなりません。

（手引き Q3-1 表 3-1 資格について）

- ・ 監理技術者を置かなければならない現場では、現場代理人・主任（監理）技術者届に監理技術者資格者証の写しを添付してください。また、発注者から請求があったときは資格者証を提示しなければならず、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時資格者証を携帯する必要があります。

（建設業法 第 26 条、監理技術者制度運用マニュアル）

- ・ 資格者証の有効期限は 5 年です。（建設業法 第 27 条の 18）

1-2-4 専門技術者について

- ・ 建設業者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これら一式の内容である他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該建設工事に関する「専門技術者」を工事現場に置かなければならない。専門技術者は、専門工事に関し主任技術者の資格が必要となりますが、主任技術者や監理技術者が兼任することができます。専門工事許可者に下請負いさせる場合は不要です。

例：建築工事業の許可者が、住宅新築工事において大工工事を自ら施工する場合
土木工事業の許可者が、道路改良工事において舗装工事を自ら施工する場合

1-2-5 技術者の専任制について

- ・ 建設工事で工事 1 件の請負代金の額が **4,000** 万円以上（建築一式工事の場合は **8,000** 万円以上）の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければなりません。専任とは他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。
- ・ また、元請業者、下請業者に関係なく専任は必要です。
- ・ 建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定により、他工事との兼務をする監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）を設置する場合、当該工事現場に設置する監理技

術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）は専任の者でなければなりません。
（建設業法第 26 条）

- ・ 請負者は、当該工事の主任技術者を他の工事の主任技術者と兼務させる場合は、「主任技術者兼務届」を契約課の確認を受け、双方の工事発注者（工事担当課）への提出が必要です。
（建設業法施行令第 27 条第 2 項）
- ・ 兼務する工事が新たに契約した工事である場合は、現場代理人・主任技術者届に「主任技術者の兼務届」を添付し、契約締結後 5 日以内に、また、既発注工事である場合は、「主任技術者の兼務届」を原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者への提出が必要です。
（約款第 10 条）
- ・ 請負者は、特例監理技術者を配置し、当該工事の監理技術者を他の工事の監理技術者と兼務させる場合は、「監理技術者の兼務届」を契約課の確認を受け、双方の工事発注者（工事担当課）への提出が必要です。
- ・ 兼務する工事が新たに契約した工事である場合は、現場代理人・監理技術者届に「監理技術者の兼務届」を添付し、契約締結後 5 日以内に、また、既発注工事である場合は、「監理技術者の兼務届」を原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出が必要です。
- ・ このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者又は監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを 1 つの工事とみなして当該技術者が当該工事全体を管理することができる。

【監督員の確認事項等】

専任が必要無い期間を除き、専任の確認を工事現場に立ち入った際に行ってください。

（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第 2 の 5（5））

1-2-6 現場専任の特例について

- （主任技術者の現場専任の特例）
（建設業法施行令第 27 条第 2 項）
- ・ 専任が必要な工事のうち、密接な関連のある 2 つ以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができることとされていますが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととします。
 1. 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

- ※ 10 km 程度の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断する。
2. 上記の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。
 3. 適用にあたっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断すること。

● (監理技術者の現場専任の特例) (建設業法施工令第 28,29 条) (愛知県建設企画課 HP)
(監理技術者制度運用マニュアル)

・ 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置については、当面の間、以下のとおり取り扱うこととします。

1. 次の要件をすべて満たす場合は、特例監理技術者の配置を認めるものとする。

- (1) 兼務する工事の数は 2 件までとする。
- (2) 兼務する工事は低入札工事ではないこと。
- (3) 監理技術者を補佐する者の要件は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること。

専任技術者（監理技術者又は主任技術者）の兼務について

			◎ 兼務可	○ 特例により兼務可	× 兼務不可	
			工事①			
			技術者の専任を要しない工事 (注 1)		技術者の専任を要する工事 (注 2)	
			主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者
工事②	専任を要しない工事 (注 1)	主任技術者	◎		○ (注 3)	×
		監理技術者				
	専任を要する工事 (注 2)	主任技術者	○ (注 3)		○ (注 3)	○ (注 4)
		監理技術者	×		○ (注 4)	○ (注 4)

注 1 技術者の専任を要しない工事……契約金額が 4,000 万円(建築一式工事は 8,000 万円)未満の工事。

注 2 技術者の専任を要する工事……契約金額が 4,000 万円(建築一式工事は 8,000 万円)以上の工事。

注 3 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ工事現場の相互の間隔が 10 km 程度近接した場所において同一建設業者が施工する場合、原則 2 件程度の工事の主任技術者の兼務可。

注 4 特例監理技術者が配置できる工事（専任の監理技術者補佐を置くもの）は、2 件まで兼務可。

【監督員の確認事項等】

上記の適用にあたっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏がないよう発注者が適切に判断してください。

1-2-7 主任技術者及び監理技術者の変更について

(約款第 10 条、監理技術者制度運用マニュアル)

- ・ 請負者は主任技術者（又は監理技術者）の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、請負者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合のほか、下記条件に該当する場合であれば、主任技術者（又は監理技術者）を所定の手続きにより、変更することができます。

【条件】

- (1) 変更の時期が工程上、一定の区切りであると認められること
- (2) 変更者の技術力が前任者と同等以上に確保されること
- (3) 工事の規模・難易度に応じて一定期間重複して工事現場に配置すること
- (4) 工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められること

1-3 工程表

(約款第 3 条)

- ・ 必要に応じて（設計図書に定められている場合、監督員から指示があった場合）工程表を作成し提出してください。
- ・ 現場代理人等が他の工事と兼務となる場合は、「現場代理人兼務届（契約課 HP）」と併せて提出してください。（工程表には、①新たに契約する工事と②兼務する工事（既発注）の作業工程の関係が分かるように作成してください。）
- ・ 計画通知（建築確認）に係る工事については、監督員の確認済証の写しを添付した指示書を受けたあと、当該部分の工事着手をしてください。

1-4 設計図書の照査

(約款第 18 条,19 条) (監督規程第 4 条) (標建 1.1.8)

- ・ 工事の施工にあたり工事着手前及び工事途中で設計図書と現地状況等を確認し、下記事項のいずれかに該当する事実を発見した場合は、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求してください。
 - (1) 設計図書の内容が一致しないこと
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的

又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと

- ・ 確認を請求する際は書面にて通知し、指示書等により指示を受けてください。
- ・ 監督員はこれらの確認を請求されたとき、又は自らがこれらの事実を発見した場合は請負者の立会いのもと、直ちに調査を行ってください。但し、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができます。
- ・ 監督員は請負者の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、調査終了後 14 日以内にその結果を請負者に通知してください。またこれにより必要と認められる場合は工期もしくは契約金額を変更するとともに、さらに請負者に損害を及ぼした場合は、必要な費用を市が負担しなければなりません。

1-5 各種施工計画書

1-5-1 総合施工計画書

(標建 1.2.2)

- ・ 請負者は工事の着手に先立ち、総合仮設を含めた工事の全般的な進め方や、主要工事の施工方法、品質目標と管理方針、重要管理事項等の大要を定めた総合施工計画書を作成し、監督員に提出し承諾を受けてください。

【監督員の確認事項等】

設計図書に仮設計画の指定又は任意を明示し、特に指定仮設がある場合、設計図書と相違がないかの確認を怠らないようにしてください。

1-5-1-1 記載項目

- ・ 以下に記載すべき主要項目例を記載してありますので、工事内容に応じた項目により構成してください。

○工事概要	○付近見取図	○発注者側管理組織
○請負者側施工体制（資格）	○緊急連絡先	
○緊急時の措置（臨機の措置）（事故速報）		
○工程計画（実施工程表）	○安全管理組織表	○安全管理計画
○安全、環境対策	○官庁届出書類	○建設廃棄物処理（建設副産物管理責任者）
○協力者一覧表	○総合仮設計画概要書	○総合仮設計画図
○外部足場計画図	○地足場計画図	○足場組立作業手順書
○養生計画	○工種別施工計画書を作成する工種の決定	
○品質目標（計画）と管理方針	○重要管理事項等の大要	

○その他（監督員の指示事項等）

- ・ 安全管理計画の中で、災害防止協議会の実施について記入してください。
- ・ 施工計画書は別契約を含む施工上密接に関連する工事の関係者と調整のうえ、十分検討を行い作成してください。（標建 1.2.2）
- ・ 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講じてください。（標建 1.2.2）

1-5-1-2 実施工程表（計画）（標建 1.2.1）

- ・ バーチャート又はネットワーク工程表を作成し、進捗率曲線を記入してください。（指針 1.2.1）
- ・ 休日、作業不能日、作業時間帯、概成工期、官公署への届出提出時期、受電日、総合試運転期間、関係機関の立会検査時期等を明記してください。（標建 1.2.1）（指針建 1.2.1）
- ・ 毎月 1 回は必ず管理工程表のチェックを行い、設備等関連工事との調整に努めてください。（約款第 2 条）
- ・ 全体工程計画に影響を及ぼす相当の差異が生じた場合は、再度実施工程表を作成し、監督員の承諾を受けてください。（標建 1.2.1）

1-5-2 工種別の施工計画書（標建 1.2.2）（指針建 1.2.2）

- ・ 施工計画書のうち品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受けてください。総合施工計画書に合せ、一工程の施工の着手前に工種別の施工計画について監理指針等を参考に作成してください。原則として、設計図書と相違があってはなりません。また、個別の工事について具体的に検討することなく、どの工事にも共通的に利用できるように適宜的に作成されたものでないことが必要です。
- ・ 「施工要領書」は「施工計画書」の一部として取り扱うものとし、あくまで施工計画書として整理・作成してください。
- ・ 品質計画を必ず定めてください。管理項目や管理値を具体的に明示し、作業手順の確認と併せて品質計画で定めた検査を行い、管理結果報告書を作成してください。
- ・ 品質管理の記録方法（写真、チェックシート等）、記録項目、記録頻度等を施工計画書に記載し、監督員の承諾を受けてください。
- ・ 施工に必要な主任技術者、作業主任者等の各種資格を記載してください。
- ・ 塗装工事などで施工時の気温が品質に大きく影響する場合、養生方法を検討するなど、必要に応じて監督員と協議し対策を施してください。

1-6 施工体制台帳・施工体系図 (標建 1.1.5)

- ・ 請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を所定の様式(参考)により作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出してください。

(建設業法第 24 条の 8)

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条)

【監督員の確認事項等】

施工体制の点検は、公共工事発注者の義務事項です。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 16 条) (手引き : Q1-1)

様式「完成検査提出書類」の施工体制台帳チェックシートでの確認をしてください。

1-6-1 施工体制台帳 (建設業法第 24 条の 8) (手引き : Q5-1~5-4)

- ・ 工事現場に備える施工体制台帳には下記の書類を添付してください。
- ・ 施工体制台帳の添付書類 (建設業法施行規則第 14 条の 2)
 - (1) 豊田市と元請業者との契約書の写し
 - (2) 下請負契約書の写し
 - ※契約書には、建設業法第 19 条 1 項に規定する 16 項目全ての記載が必要です
 - (3) 主任技術者の資格を証する書面又は監理技術者資格者証の写し
 - (4) 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面
 - (5) 監理技術者補佐(配置する場合)の資格及び雇用を証する書面
 - (6) 専門技術者(配置が必要な場合)の資格及び雇用を証する書面
 - (7) 二次以下の下請負がある場合は、再下請負人との契約書の写し
- ・ 施工体制台帳には作業員名簿の記載が必要です。(建設業法施行規則第 14 条の 2)
- ・ 追加・修正(工期延長含)がある場合は、記載・添付すべき事実が生じ、明らかとなった時に遅滞なく作成し、その都度、監督員に提出してください。(建設業法施行規則第 14 条の 2)
- ・ 社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の加入状況の記載が必要です。請負者は下請契約(請負者が直接締結する下請契約)する社会保険未加入建設業者を下請負人とすることはできません。(建設業法施行規則第 14 条の 2) (約款第 7 条の 2)
- ・ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況の記載が必要です。

(建設業法施行規則第 14 条の 2)

- ・ 施工体制台帳記載例については、「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（愛知県建設部）」を参考にしてください。（手引き：Q5-3）
- ・ 施工体制台帳及び再下請負通知書の写しを監督員へ提出してください。なお、体制台帳添付書類の写しについては提出不要です。ただし、監督員、検査員等に提示を求められた場合には速やかに応じてください。
- ・ 安全施設、種子吹付け、舗装切断、区画線等のわずかな工種でも提出してください。
- ・ 工事内容の追加を指示された場合の提出し忘れに注意してください。
- ・ 一次下請負者は、入札参加停止及び入札参加保留の業者でないことを確認してください。
- ・ 下請負者には書面で示された施工範囲以外の施工をさせないようにしてください。

※丸投げの全面的禁止について（一括下請負の禁止）（約款第7条）（手引き：Q6-1～）

建設業法第22条では、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して、建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなる等の理由により、どのような方法であってもその実態が一括下請負に該当するものは一切禁止しています。

元請負人がその下請工事の施工に「実質的に関与」していると認められるときを除き一括下請負に該当します。

「実質的に関与」しているとは、元請負人の技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来形・品質管理、完成検査、安全管理、下請業者の施工調整・指導監督等の全てにおいて、主体的な役割を果たしていることです。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当しません。また、工事担当課長は豊田市建設工事契約事務細則第15条第2項を確認し、その下請負が不適当と認めるときは、工事請負契約約款第7条第2項の規定に基づき、その下請負を中止し、又は変更させるものとする。

【監督員の確認事項等】

契約変更等により、下請負契約代金の総額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）となる場合は、建設業法で定める資格を有する監理技術者を置く必要があるため、注意してください。

1-6-2 施工体系図

- ・ 請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成してください。（建設業法第24条の8）
- ・ 工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示してください。（建設業法第24条の8）

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条)

- ・ 追加・修正（工期延長含）がある場合は、その都度、監督員に提出すると共に掲示してあるものも変更してください。
- ・ 施工体系図と施工体制台帳と新規受入教育の記録が不整合となることのないよう確認してください。

- ・ 施工体系図の記載事項 (建設業法施行規則第 14 条の 6)

- (1) 作成建設業者の商号又は名称
- (2) 作成建設業者が請け負った建設工事の名称及び工期
- (3) 発注者の商号、名称又は氏名
- (4) 当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名
- (5) 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名
- (6) 専門技術者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

【下請負人関係】

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 一般建設業又は特定建設業の別
- (4) 許可番号
- (5) 建設工事の内容及び工期
- (6) 特定専門工事の該当の有無
- (7) 下請負人が置く主任技術者の氏名
- (8) 専門技術者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

1-6-3 下請負人に対する通知等

- ・ 請負者は、下請負契約を締結した下請負人に対し、下記事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を工事現場の見やすい場所に掲示してください。

(建設業法施行規則第 14 条の 3)

- (1) 作成建設業者の商号又は名称
- (2) 下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは再下請負通知を行わなければならない旨
- (3) 再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

1-6-4 建設工事の請負契約とみなす業務、みなさない業務について (参考)

(手引き：Q4-4)

(1) 建設工事の請負契約とみなし、下請総額に含める業務⇒○

建設工事の請負契約とみなさず、下請総額に含めない業務⇒×

(2) 施工体制台帳及び施工体系図に記載する⇒○、記載しない⇒×

業 務 内 容	(1)	(2)
イ) 資材（現場渡し）を現地に搬入する運搬業者	×	×
ロ) 資材（工場渡し）あるいは工場製作品で運搬費を設計計上している場合の現地に搬入する運搬業者	×	×
ハ) 生コンミキサー車	×	×
ニ) アスファルト合材運搬車	×	×
ホ) ダンプトラック（運搬のみの場合）※1	×	×
ヘ) 生コン打設業務（＝生コンポンプ車）	○	○
ト) クレーン（オペレータ付き） 材料の組立又は、コンクリート打設含む	○	○
チ) クレーン（オペレータ付き）材料の荷下ろしのみ ※2	×	×
リ) 交通誘導業務（＝交通誘導員）	×	×
ヌ) 調査試験業務（積み上げ計上分）	×	×
ル) 測量業務（積み上げ計上分）	×	×

※1 建設工事に付帯するダンプトラック運搬は、建設工事に含まれるが、単に土を運搬するための積み込み、残土の敷き均し（仮置き等）は、建設工事には当たらない。

※2 直接建設工事を行わないクレーン（オペレータ付き）は、建設工事には当たらない。

1-7 特定建設作業実施届出書

(問合せ窓口 環境部環境保全課)

- ・ 特定建設作業に該当する工事については特定建設作業実施届出書を提出してください。
- ・ 届出は特定建設作業を開始する7日前（中7日以上）までに、市（環境保全課、支所区域の特定建設作業は各支所でも可）に提出してください。
- ・ 災害その他、緊急に行う場合は、すみやかに届出をしてください。
- ・ 期間変更があった場合は、届出をした本庁又は支所の窓口にて事前に手続きをしてください。
- ・ 期間内に手続きできなかった場合は、遅延理由書が必要となるため速やかに手続きを行ってください。

- ・ 原則、日曜・祝日の特定建設作業は禁止となります。
- ・ 特定建設作業が、その作業を開始した日に完了するものは、届出不要です。

1-8 法定福利費

(約款第3条)

- ・ 請負者は、契約金額内訳書を作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。契約金額内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。

1-9 材料承認願い・工事用資材メーカーリスト

(標建 1.4.2)

- ・ 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品としてください。
- ・ 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(材料承認願い)を提出してください。ただし、JIS又はJASのマーク表示のある材料を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、材料承認願いの提出を省略し、メーカーリストの提出とすることができます。(指針建 1.4.2)
- ・ 工事に使用する材料は、設計図書等に明示した場合を除き、標準仕様書に示す規格に適合したもの、又は中等の品質を有するものを選定してください。(約款第13条)
- ・ 設計変更等により追加又は変更のある場合は、資料等を追加提出してください。
- ・ カタログ等の場合は、使用する材料等が明確にわかるようにマーキング等をしてください。
- ・ 請負者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、設計図書で定める方法により、試験を行わなければなりません。(約款第13条)(標建 1.4.5)
- ・ 各種材料の資料等は、現場で使用する前に提出してください。
- ・ 監督員の材料の検査は、主要な材料について行います。主要な材料が何であるのかを工種別の施工計画書の品質計画で確定するようにしてください。

(標建 1.4.4、指針建 1.4.4)

1-10 労災保険証書

- ・ 平成31年4月1日より労働基準監督署に提出しなければいけない一括有期事業開始届が廃止されたため、写しの提出は必要ありません。
- ・ 工期延長時は速やかに更新手続きを行うようにしてください。
- ・ 労災保険関係成立票の保険関係成立年月日は下記の日を記入してください。

一括有期事業・・・会社設立当時、会社が保険関係成立届を労働基準監督署に届けた日、又は毎年の更新日。

単独有期事業・・・単独工事の保険関係成立届を労働基準監督署に届けた日

【監督員の確認事項等】

現場に掲示された「労災保険関係成立票」により労災保険加入の確認をしてください。

1-11 火災保険等

(約款第 57 条)

- ・ 特記仕様書を確認の上、加入してください。保険加入の手続きをしたことが確認できるものを提示してください。
- ・ 加入期間は完成日 + 14 日間としてください。(指針建 1.3.14)
- ・ 工期延長時は速やかに更新手続きを行うようにして下さい。

1-12 建設業退職金共済掛金収納書

- ・ 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後 1 ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則 40 日以内)に発注者に提出してください。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。
- ・ 原則として、当該工事ごとに購入し、掛金収納書に発注者名、工事名等を記入することとしますが、他工事等において購入した共済証紙の残数が明らかな場合は、その使用を認めています。
- ・ 「建設業退職金共済証紙貼り付け状況報告書」等により適切に管理し、監督員から請求があった場合は、直ちに提示してください。
- ・ 下請負者も含めて該当者がいない場合は、その旨を書面で提出してください(下請負者からの辞退届の提出は不要ですが、請負者は必ず下請で該当者がいないことを確認し、確認結果を書面で提出してください)。
- ・ 工事現場または事業所場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示してください。

1-13 残土処理承諾書

- ・ 現場着手前に提出してください。
- ・ 第三者の土地に残土を搬入する場合は、法的許可(農地転用等)を受けている土地が確認し、必ず残土処理承諾書を取り交わし、許可書及び承諾書の写しを添付してください。
- ・ 承諾期間内に工事が終了しない場合は、承諾期間の延長をしてください。
- ・ 土質改良プラントへ搬出する場合は不要となります。

1-14 再生資源利用計画書・実施書(搬入)(詳細はCOBRISシステムのHPを参照)

- ・ 請負金額 100 万円以上の工事が対象です。

- ・ COBRIS 入力システムで作成してください。
- ・ 記載内容、数量等は、間違いのないように記入してください。
- ・ 請負者は、500 m³以上の建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに、当該搬入元に対し、受領書の交付をしてください。
- ・ 請負者は、工事現場において、再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。掲示対象は、次の一定規模以上の工事が対象になります。
 - (1)土砂 500 m³以上
 - (2)砕石 500 t 以上
 - (3)加熱アスファルト混合物 200 t 以上

【監督員の確認事項等】

COBRIS への登録内容、エラーの有無等について、オンライン上で必ず確認を行い、システム上の状態を「確認済み」としてください。

1-15 再生資源利用促進計画書・実施書（搬出）（詳細はCOBRISシステムのHPを参照）

- ・ 請負金額 100 万円以上の工事が対象です。
- ・ COBRIS 入力システムで必ず作成してください。
- ・ 記載内容、数量等は、間違いのないように記入してください。また、マニフェスト管理台帳と数値が合っているかを確認してください。
- ・ 請負者は、500 m³以上の建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先に対し、受領書の交付を求めてください。
- ・ 請負者は、工事現場において、再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。掲示対象は、次の一定規模以上の工事が対象になります。
 - (1)建設発生土 500 m³以上
 - (2)コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が 200 t 以上

【監督員の確認事項等】

COBRIS への登録内容、エラーの有無等について、オンライン上で必ず確認を行い、システム上の状態を「確認済み」としてください。

1-16 建設廃棄物処理関係許可証

- ・ 収集運搬、処理業者の許可証の写しを提出してください。収集運搬業者については、発生地と処分地両方の都道府県知事等の許可証が必要です。
- ・ 許可品目及び許可期限が適正か確認してください。

1-17 建設廃棄物処理委託契約書

- ・ 収集運搬業者、処理業者との委託契約を行い、契約書の写しを提出してください。
- ・ 契約日が記載してあることを確認してください。
- ・ 工事名、排出場所、委託期間、積替保管の有無、数量、単価、合計予定数量、合計予定金額、処分先 No（許可番号）等、必要事項は必ず記入してください。
- ・ 工期延長等で当初の委託契約期間で対処できない場合は、再度委託契約を締結してください。
- ・ 処理業者が同じでも運搬者（自社、運搬業者）が異なれば、それぞれ契約が必要です。

1-18 工事实績情報システム（CORINS）（標建 1.1.4、JACIC ホームページ）

- ・ 工事实績情報システム（CORINS）を登録することが特記された場合は、工事实績を登録してください。
- ・ 監督員が帳票（通知書）の内容を確認し、本通知書に署名・押印を行い、返却を受けたのちに、原則として次に示す期間内に登録の手続を行ってください。

(1) 工事受注時	契約締結後 10 日以内
(2) 登録内容の変更時	変更契約締結後 10 日以内
(3) 工事完成時	工事完成後 10 日以内
- ・ 登録項目の工事契約コードは発注者が工事検索を容易にする為に記載する個所であり（JACIC 確認済み）、豊田市においては特に利用目的がないことから、当分の間記載しないこととします。
- ・ 変更登録時は、工期、技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）に変更が生じた場合に行ってください。契約金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としません。
- ・ ただし、契約金額が、以下に変更契約された場合には、変更時登録を行うものとする。

(1)	4,000 万円未満から 4,000 万円以上へ
(2)	4,000 万円以上から 4,000 万円未満へ
(3)	500 万円未満から 500 万円以上へ
(4)	500 万円以上から 500 万円未満へ
- ・ 変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できます。

1-19 工事完成届・工事指定部分完成届（約款第 33 条、40 条）

- ・ 工事の全部または指定部分が完成したときは、直ちに工事完成届または工事指定部分完成届を監督員に提出してください（完成日提出）。
- ・ 工事名、契約期間、契約金額（変更を含む）等の誤記がないか確認してください。

- ・ 請負者は、完成届を提出する際には、以下に掲げる要件をすべて満たさなければいけません。 (標建 1.6.1)
 - (1) 設計図書に示されているすべての工事または指定部分に係るすべての工事が完成している。
 - (2) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、完成図、工事関係図等の資料など、全ての工事関係書類の整備が完了している。 (標建 1.7.1)
 - (3) 最終契約変更を発注者と締結している。または指定部分に相応する契約金額に関する協議がなされていること。
 - (4) 完成前に社内検査を実施し、社内検査の報告書を提出している。
- ・ 工事が完成したときは、検査員の検査までの間に担当課の下検査（書類検査を含む）を受け、手直し等を終え、下検査報告書を提出してください。

【監督員の確認事項等】

工事の完成に先立って引き渡しを受けるべきことを指定する「指定部分」がある場合、その工事範囲、完了期限を設計図書等に明記してください。

指定部分完成検査の工事範囲及び完了期限を変更する場合は、変更協議書を交わした上で、指定部分完成検査までに変更契約が必要です。

1-20 各種結果報告書

- ・ 施工計画書に記載した管理項目及び管理数値に対しての結果報告書を、その都度必ず提出してください。 (標建 1.2.4、1.5.4)
- ・ 各種試験を実施した場合は、必ず結果報告書を提出してください。 (標建 1.2.4、1.5.4)
- ・ 工事において施工の立会い及び試験の記録等を残してください。
- ・ 報告書には必ず試験実施者名及び管理基準値を明示し、判定結果を記入してください。
- ・ 既設設備工事で取り外し後再利用と特記された設備は撤去に先立ち、設備システム全般にわたって、支障がないことを確認し、記録を残すようにしてください。 (標改電 1.4.3、標改機 1.4.3)
- ・ 材料、施工の検査に伴う試験結果は、監督員の承諾が必要です。 (標建 承諾 1.4.5、検査 1.5.5、記録作成 1.2.4、報告 1.5.4)

1-21 工事の記録 (標建 1.2.4)

- ・ 工事の全般的な経過を記載した書面（工事日報、工事月報）を作成してください。
- ・ 工事の施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録（試験結果報告書等）を作成してください。

- ・ 工事の施工によって隠ぺいされるなど、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合は、工事写真等により記録を作成してください。
 - ・ 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取り合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不具合が生じる場合は、監督員へ質疑書を通知し、協議結果を書面に記録してください。なお、当該部分については監督員より指示書を受け取ってから施工してください。
- (約款第 18 条) (監督規程第 4 条)

1-21-2 工事日報、工事月報

- ・ 工事の実際の概況を記録してください。
- ・ 設計変更協議、安全訓練、監督員及び関係者の立会い、各種検査日、部分使用確認日、指示書受取日等を記入してください。
- ・ コンクリートの打設日、型枠脱型日を記載してください。
- ・ 社内検査日、工事完成日を記載し、工期内に提出してください。
- ・ 天候や気温（最高・最低）などを忘れずに記入してください。温度管理が必要な場合は施工開始時の気温や養生期間の気温が分かるようにしておく等の工夫が必要です。
- ・ 工事日報は、工期末にまとめて作成するのではなく、休日も含めて毎日作成するようにしてください。

【監督員の確認事項等】

施工プロセスチェックシート等との照合を行い、間違いがないか確認してください。

1-22 建設リサイクル法の届出

(建築相談課)

- ・ 当該工事が建設リサイクル法の対象となっている場合、建築相談課への通知が必要となります。また、契約内容に対象工事が複数含まれる場合（例：新築工事と解体工事）は、それぞれで通知が必要となります。請負者は再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を監督員に提出し、建設リサイクル法通知済ステッカーを監督員から受け取り、工事現場の標識など公衆が見やすい場所に貼付してください。
- ・ 工期中に「建設リサイクル法第 13 条及び省令に基づく特記事項」の内容に変更が発生した場合は、契約内容の変更になりますので、監督員に報告してください。「建設リサイクル法第 13 条及び省令に基づく特記事項」を再度、監督員に提出し、設計変更協議書を取り交わした後、変更契約を締結する必要があります。

(参考) 建設リサイクル法の対象となる場合
 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（抜粋）
 (建設工事の規模に関する基準)

第二条 法第九条第三項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に係る解体工事については、当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が八十平方メートルであるもの

二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物（増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が五百平方メートルであるもの

三 建築物に係る新築工事等（法第二条第三項第二号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。）であつて前号に規定する新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額（法第九条第一項に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。）が一億円であるもの

四 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金の額が五百万円であるもの

2 解体工事又は新築工事等を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、前項に規定する基準を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

1-23 事故報告

- ・ 災害及び事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努めてください。また、現場の安全確保の後、事故等の報告を監督員へ直ちに行ってください。

【監督員の確認事項等】

工事担当課は「豊田市公共工事事故対応マニュアル（情報DB）」に従い、建設技術管理連絡会（事務局：技術管理課）へ直ちに報告してください。

2. 施工の注意点

2-1 共通

2-1-1 工事の着手

- ・ 建築基準法による確認表示板の掲示が必要な工事は、監督員の確認済証の写しを添付した指示書を受けたあと、当該部分の工事着手をしてください。また、契約後に計画通知（建築確認）手続が完了する場合については、監督員からの指示書を受けた後、当該部分の工事着手を行ってください。

2-1-2 官公署その他への届出手続等

(標建 1.1.3)

- ・ 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行ってください(特定建設作業実施届出書、溶接溶断作業届、建築物機械等設置届、電気主任技術者届、保安規定等)。
- ・ 届け出た当該作業が期間内に終了が見込めない場合は、速やかに更新手続きの要・不要を確認し、必要な場合は手続きを行ってください。

2-1-3 施工計画書

(標建・指針建 1.2.2)

- ・ 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書及び各工種別に計画をまとめた工種別施工計画書を作成し、監督員に提出してください。
- ・ 施工計画書には、仮設計画、安全・環境対策、工程計画、品質計画、養生計画等について記載してください。
- ・ 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに施工等に支障がないよう適切な措置を講ずるようにしてください。ただし、品質計画については監督員の承諾を必要としますので、必ず承諾を受けてから着手してください。
- ・ 施工計画書に記載した管理項目や管理数値の確認記録を作成し、結果報告書として提出してください。

2-1-4 施工図等

(標建 1.2.3)

- ・ 施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、必ず監督員の承諾を受けてください。
- ・ 施工図等の作成に際し、別契約の施工上密接に関連する工事との納まり等について十分検討してください。

2-1-5 施工中の安全確保及び環境保全

(標建 1.3.7、1.3.10)

- ・ 施工中の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」(標準仕様書巻末参考資料参照)を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めてください。
- ・ 工事の施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努めてください。
- ・ 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該製品の製造所が作成した JIS Z 7253 による安全データシート (SDS) を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により、取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努めてください。

2-1-6 発生材の処理等 (標建 1.3.11)

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等に従い適切に処理し、監督員に報告してください。
- ・ 土砂や廃棄物の運搬に際し、過積載にならないよう、計量伝票の確認を逐次行うほか、積み込み時の防止策を講じてください。

2-1-7 工法の提案 (標建 1.5.8)

- ・ 設計図書に定められた工法以外で、次の提案がある場合は、監督員と協議してください。
 - (ア) 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案
 - (イ) 環境の保全に有効な工法等の提案
 - (ウ) 生産性向上に有効な工法等の提案

2-1-8 立会い及び試験等

- ・ 設計図書に定められた場合又は監督員の指示を受けた場合の施工は、監督員の立会いを受けてください。 (標建 1.5.7)
- ・ 上記以外に仕様書等で監督員の検査、現地確認を要する工程がある場合、あらかじめ協議の上、確認方法を決定してください。
- ・ 設計図書に定められた試験方法以外の方法で試験等を行う場合又は試験を省略する場合は、事前に施工計画書等で監督員の承諾を受けてください。 (標建 1.4.5)

2-2 建築工事

2-2-1 ベンチマーク (仮設工事) (標建 2.2.2)

- ・ ベンチマークは、監督員の検査を受けてください。

2-2-2 足場その他 (仮設工事) (標建 2.2.4)

- ・ 足場、栈橋、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行ってください。特に足場については、労働安全衛生規則により日常的な点検が必要となります。
- ・ 足場には、作業床の最大積載荷重を表示し、作業員への周知を図ってください。

2-2-3 基本要件品質 (土工事) (標建 3.1.2)

- ・ 埋戻し及び盛土は、所定の材料を用い、所要の状態に締め固められており、所要の仕上

り状態であることとします。

2-2-4 埋戻し及び盛土（土工事） （標建 3.2.3）

- ・ 埋戻し及び盛土は、各層 300 mm程度ごとに締め固めてください。転圧の過程がわかるように写真を撮影してください。

2-2-5 報告書等（地業工事） （標建 4.2.5）

- ・ 地業工事の報告書の内容は次により、施工完了後、監督員に提出してください。
 - (1) 工事概要
 - (2) 杭材料、施工機械及び工法
 - (3) 実施工程表
 - (4) 工事写真
 - (5) 試験杭の施工記録及び地業工事に伴う試験結果の記録
 - (6) 各工法における施工記録（必要材料の数量管理表）
 - (7) 「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置(平成 28 年 3 月 4 日国土交通省告示第 468 号)」に規定する施工の適正性を確認する施工記録を保存する期間

2-2-6 床下防湿層（地業工事） （標建 4.6.5）

- ・ 防湿層の重ね合せ及び基礎梁際の折り下がりの長さは、250 mm程度としてください。
- ・ 砂利地業の上に床下防湿層を直接施工する場合は、防湿層の下に目つぶし砂を敷き均してください。 （標建 4.6.3）

2-2-7 継手及び定着（鉄筋工事） （標建 5.3.4）

- ・ 溶接金網の継手及び定着は 1 節半以上、かつ、150 mm以上としてください。

2-2-8 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（鉄筋工事） （標建 5.3.5）

- ・ スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含みません。
- ・ 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに 10 mmを加えた数値を標準としてください。
- ・ 貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上としてください。
- ・ 壁等の目地の深さとかぶり厚さに注意してください。
- ・ 貫通孔の補強に使用する既製品は、貫通孔と孔際の S T P 筋との配置に留意してくだ

さい。

- ・ 鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものを使用してください。
(標建 5.3.3)
- ・ モルタル製のスペーサーは使用しないでください。
(指針建 5.3.3)

2-2-9 圧接完了後の試験（鉄筋工事） (標建 5.4.10)

- ・ 圧接完了後に圧接箇所の全数について外観試験を行い、その後、超音波探傷試験又は引張試験を所定の数量を抜取りにて行ってください。特記がない場合には、超音波探傷試験としてください。

2-2-10 コンクリートの品質 (標建 6.9.1)

- ・ コンクリートの試験は、軽易な場合は監督員の承諾を受けて、試験を省略することができます。強度試験を省略した場合、せき板解体までの日数に注意してください。
- ・ 構造体コンクリート強度は、工事現場で採取し、養生された供試体の圧縮強度で代表するものとします。
(標建 6.9.5)
- ・ 生コンの過積載に注意してください。
- ・ 打継ぎは、梁及びスラブの場合は、そのスパンの中央又は端から 1/4 の付近に設け、柱及び壁の場合は、スラブ、壁梁又は基礎の上端に設けてください。
- ・ 打継ぎ面は、レイタンス及び、ぜい弱なコンクリートを取除き、健全なコンクリートを露出させてください。

2-2-11 型枠の存置期間及び取外し (標建 6.8.4)

- ・ 型枠の取外しは、型枠の最小存置期間を経た以後に行ってください。気温が低くなると最小存置期間が長くなります。特に注意してください。
- ・ 型枠の最小存置期間は、表 6.8.2 及び表 6.8.3 により、コンクリートの材齢又はコンクリートの圧縮強度により定めます。
- ・ なお、圧縮強度により定める場合は、標準仕様書 6.9.3 によるコンクリートの試験結果及び安全を確認するための資料により、監督員の承諾を受けてください。
- ・ 国土交通省監修標準仕様書と JASS5 とでは基準が異なるので注意してください。
- ・ 豆板、空洞、コールドジョイント等の補修方法について、適切な補修方法を策定させ、提案させて了承後に補修を行わせる。
(標建 6.6.7、6.9.6)

2-2-12 鉄骨製作工場（鉄骨工事） (標建 7.1.3)

- ・ 鉄骨製作工場の加工能力等は、特記によります。

- ・ 特記がなければ監督員に資料を提出し承諾を得てください。なお、各種技術者（有資格者）の配置が特記される場合もありますので留意してください。

2-2-13 製作精度（鉄骨工事） （標建 7.3.3）

- ・ 鉄骨の製作精度は特記による。特記がなければ、（一社）日本建築学会「JASS6 鉄骨工事」付則 6 [鉄骨精度検査基準]によります。
- ・ ボルト孔の径は、表 7.3.2 による。 （標建 7.3.8）

2-2-14 第三者における溶接部の試験（鉄骨工事） （標建 7.6.11）

- ・ 超音波探傷試験は、当該工事の鉄骨製作工場に所属しないもので、かつ、当該工事の品質管理の試験を行っていない試験機関としてください。

2-2-15 耐火被覆（鉄骨工事）

- ・ 耐火被覆材の接着する面の錆止め塗装範囲は特記によります。 （標建 7.8.2）
- ・ 吹付け施工後に行うエレベーターの据付作業は、吹付け面が破損する恐れがあるので注意してください。破損が確認された場合は直ちに補修を行ってください。
- ・ 耐火被覆材の種類に応じて、定められた工法に基づいて試験を行ってください。また、試験結果報告書を提出してください。 （標建 7.9.9）
- ・ 耐火材の吹付け厚さは、確認ピンを用いて確認してください。 （指針建 7.9.9）
吹付け面積 5 m²ごとに 1 箇所以上の厚さを確認しながら吹付け施工し、また、厚さ確認ピンの差込みは柱 1 面に各 1 本、梁は 6 mにつき 3 本とする。

2-2-16 溶融亜鉛メッキ高力ボルト接合（鉄骨工事） （標建 7.12.5）

- ・ 溶融亜鉛メッキ高力ボルトを使用する場合の摩擦面には、すべり係数値が 0.4 以上確保できる処理を施すこととし、処理方法等は特記による。特記がなければ、標建 7.12.5 による。

2-2-17 鉄筋の加工及び組立（補強コンクリートブロック造） （標建 8.2.5）

- ・ 壁縦筋には継手を設けないでください。
- ・ 横筋の重ね継手長さは 45d とし、定着長さは 40d としてください。
- ・ 配筋の写真はマグネットなどを使用するなど工夫し、よく判るように撮影してください。

2-2-18 ブロック積み （標建 8.2.7）

- ・ 1日の積上げ高さの限度は、1.6m程度を標準としてください。
- ・ 既存の建築物の部分で、現行の規定を満足していない帳壁の部分を発見した場合は監督員に報告し、協議してください(特にトイレの改修工事の場合は注意してください)。

2-2-19 鉄筋の加工及び組立（コンクリートブロック帳壁及び塀） （標建 8.3.4）

- ・ 主筋は、原則として、ブロックの空洞部の中心部に配筋してください。
- ・ なお、主筋には継手を設けない。ただし、帳壁では上下階への定着が困難な場合が多いことや施工性なども考慮して、応力伝達が可能な溶接接合等による継手も認められています。 （指針建 8.3.4）

2-2-20 基本要件品質（防水工事） （標建 9.1.2）

- ・ 防水工事、シーリング工事に用いる材料は、所定のものとしてください。また、シーリングではサンプリング資料の提出や接着性試験を実施してください。ただし、接着性試験は、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合、監督職員の承諾を受けて、試験を省略することができます。 （標建 9.7.4、9.7.5）
- ・ シーリング材の有効期間を確認してください。 （標建 9.7.2）
- ・ 防水層、シーリング部は、所定の形状及び寸法を有し、所定の仕上り状態であること。
- ・ 先行して行う役物・増し貼り（出隅・入隅・ドレン周り等）は実施状況が分かる記録を残すこと。
- ・ 防水層は、取り合い部を含め漏水がないように注意してください。
- ・ 漏水等不具合の状況、既存防水や施工部分の下地の状態、工事範囲や工法など、着手前に監督員と確認の上、施工を行ってください。
- ・ シート防水の隅部の増貼りに注意してください。
- ・ 複雑な納まりは監督員とよく協議してください。

2-2-21 材料（防水工事） （標建 9.7.2）

- ・ プライマーは、シーリング材製造所の製品とし、被着体（塗装してある場合は塗料）に適したものとする。

2-2-22 施工後の確認及び試験（タイル工事） （標建 11.1.7）

- ・ 屋外のタイル張り及び屋内の吹き抜け部分等のタイル張りは、モルタル及び接着剤の硬化後、全面にわたり打診を行ってください。
- ・ 屋外のタイル張り及び屋内の吹き抜け部分等のタイル張りの接着力試験は、接着力試験機による引張接着強度の測定を所定の接着強度が発現したと予想される時期に行い

ます。ただし、施工場所の状況等により、監督職員の承諾を受けて、省略することができます。

2-2-23 木工事 (標建 12.2.1)

- ・ 木材及び合板等は、品質や出荷量等を記録した出荷証明を監督員に提出してください。
- ・ 集成材、単板積層材、合板等のホルムアルデヒド放散量等は特記によります。特記がなければ、「F☆☆☆☆」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用」等とします。
- ・ 含水率の測定方法 (指針建 12.2.1) (標木 4.1.5)
 - 1.測定機器 電気抵抗式水分計又は高周波水分計による
 - 2.測定箇所 異なる2面について、両小口から300mm以上離れた2箇所及び中央部1か所の計6箇所とする
 - 3.材の含水率 6箇所の平均値
- ・ 下地材及び造作材に用いる釘はJIS A5508(くぎ)に基づき、湿潤状態となる場所はステンレス製とし、それ以外は表面処理された鉄製とする。また、木ねじは、JIS B1112又はJIS B1135に基づき、ステンレス製とする。 (標建 12.2.2)

2-2-24 防腐・防蟻処理 (標建 12.3.1)

- ・ 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理に使用した薬剤、注入量等の証明書を監督員に提出してください。
- ・ 薬剤の塗布による防腐・防蟻処理の塗り回数は2回とします。
- ・ 薬剤の塗布による防腐・防蟻処理に使用した薬剤、使用量等の記録を監督員に提出してください。

2-2-25 基本要品質(屋根及びとい工事) (標建 13.1.2)

- ・ 屋根及びとい工事に用いる材料は、所定のものであることとします。
- ・ 屋根及びといは、所定の形状及び寸法を有し、所定の位置にあることとします。
- ・ 仕上り面は、所要の状態であることとします。
- ・ 屋根材は、所定の耐風圧性を有し、有害な振動等がないこととします。

2-2-26 工法(金属工事 あと施工アンカー) (標改建 8.12.4)

- ・ 穿孔時に埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し、指示を受けてください。
- ・ 鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行ってください。穿孔

を中止した孔は、モルタル等で充填してください。

- ・ 天井下地等の改修で既存のインサートの再使用は特記を確認してください。再利用する場合は、原則引抜き試験（確認強度は、吊りボルト受け等の間隔が 900mm 程度以下かつ天井面構成部材等の単位面積当たりの質量が 20kg/m² 以内の天井の場合、400 N 程度、3 箇所程度/当該階）が必要となります。（標改建 6.6.4）
- ・ 天井点検口等の人の出入りする開口部は、野縁受けと同材で取付用補強材を設けて補強してください。（標建 14.4.4）

2-2-27 施工（左官工事 ロックウール吹付け）（標建 15.12.4）

- ・ 吹付け厚さは、所定の厚さの 1.2 倍程度とし、こてで圧縮し所定の厚さに仕上げてください。ただし、化粧面でなく、必要な密度が得られる場合は、この限りではありません。

2-2-28 基本要品質（建具工事）（標建 16.1.2）

- ・ 建具は、耐風圧性、気密性、水密性等に関して所定の性能を有すること。また、所要の耐震性能を有することとします。

2-2-29 材料、形状及び仕上げ（重量シャッター）（標建 16.11.3）（標建 16.11.4）

- ・ スラット及びシャッターケース用鋼板は、JIS G3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）又は JIS G3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に基づき、めっきの付着量は、特記によります。特記がない場合は、Z 1 2 又は F 1 2 を満足するものとします。
- ・ ガイドレール、まぐさ、外部に面する箇所に用いる座板、座板のカバー、スイッチボックス類のふたはステンレス鋼板とします。
- ・ 鋼板類の厚さは、表 16.11.2（スラット、シャッターケース 1.6 mm）によります。

2-2-30 材料、形状及び仕上げ（軽量シャッター）（標建 16.12.3）（標建 16.12.4）

- ・ スラットは JIS G3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に基づき、めっきの付着量は、特記によります。特記がない場合は Z 0 6 又は F 0 6 を満足することとします。
- ・ JIS G3322（塗装溶融 55%アルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）に基づき、めっきの付着量は特記によります。特記がない場合は A Z 9 0 を満足するものとします。
- ・ 鋼板の厚さは、表 16.12.2（スラット 0.5 mm、シャッターケース 0.4 mm）によります。

2-2-31 基本要品質（カーテンウォール工事）（標建 17.1.2）

- カーテンウォールは、耐風圧性、耐震性、水密性、気密性、耐火性、耐温度差性、遮音性、断熱性等に関し所定の性能を有し、取合部の処理が適切にされていることとします。

2-2-32 施工管理（塗装工事）

（標建 18.1.6）

- 塗装場所の気温が 5℃以下、湿度が 85%以上、結露等で塗料の乾燥に不適當な場合は、塗装を行わない。ただし、採暖、換気等を適切に行う場合は、この限りではありません。また、その記録を残してください。
- 気温が 5℃以下に低下する恐れがある場合、計測器にて温度管理を行ってください。また、その記録を残してください。
- 塩ビ樋の掴み金物を塗装する場合は、温度差による塩ビ材の伸縮を考慮し、樋本体と分けて塗装してください。
- 下地調整（改修工事）と素地ごしらえ（新設工事）を混同しないよう注意してください。
- せっこうボード面とプラスター面を混同しないように注意してください（せっこうボードに塗装する場合はプラスター面ではありません。）。
- 素地ごしらえ及び下地調整の工程写真は省略しないでください（油類除去、研磨紙ずり、付着物除去、錆除去、吸込み止め、穴埋め、パテかい、パテしごき、既存塗膜の除去等）。

2-2-33 材料（内装工事）

（標建 19.7.2）

- パーティクルボード及び MDF のホルムアルデヒドの放散量は特記によります。特記がなければ、F☆☆☆☆とします。

2-2-34 フリーアクセスフロア

（標建 20.2.2）

- 仕様書をよく確認の上、仕様、材質、構造、耐荷重性能等により製品を選定してください。

2-2-35 可動間仕切

（標建 20.2.3）

- 仕様書をよく確認の上、表面の仕様、材質、構造強度、遮音性能等により製品を選定してください。

2-2-36 トイレブース

（標建 20.2.5）

- トイレブースに別メーカーの金物等を設置する場合は、トイレブースメーカーによる構造的な検証を行ってください。
- 軽量鉄骨壁にトイレブースが取合う場合、補強スタッド等下地補強を入れていることが判る記録を残してください。

- ・ 扉やパネルがしっかり固定されているか確認してください（特に扉の吊元のパネル巾が小さい場合）。

2-2-37 カーテン及びカーテンレール (標建 20.2.16)

- ・ カーテンの取付け幅及び高さの製作寸法は、現場実測により定めます。
- ・ ひだの種類によるきれ地の取付け幅に対する倍数は、表 20.2.1 によります。
- ・ ひだの間隔は 120 mm程度とします。
- ・ カーテン下端は、腰のある窓の場合は窓下から 200 mm程度下げ、腰のない窓等の場合は床に触れない程度とします。

2-2-38 材料（屋外雨水排水、街渠、縁石及び側溝） (標建 21.2.1、21.3.1)

- ・ 現場打ちの場合のコンクリートは、特記がなければ、無筋コンクリートにより設計基準強度は 18N/mm²とします。ただし、軽易な場合、コンクリートの調合は容積比でセメント 1:砂 2:砂利 4 程度とすることができます。

2-2-39 施工（屋外雨水排水） (標建 21.2.2)

- ・ 埋設管を布設する前の切込み砕石、切込み砂利または山砂の類の敷き込みを確実にを行い、管理写真を残してください。
- ・ 埋戻しは、排水管が移動しないように管の中心線程度まで埋戻し、排水管を移動させないようにして土を締め固めたのち、所定の埋戻し（一層の仕上がり厚さは 20 cm以下。さらに硬質ポリ塩化ビニル管は、管頂から 100mmまで同材で埋戻す）を行ってください。また、機械設備工事編では、埋戻し 30 cmと記載がありますので仕様について監督員に確認してください。 (標機 第 2 編 2.7.1、指針機 2.7.1)
- ・ 排水管の埋戻しに先立ち、排水に支障がないこと及び漏水がないことを確認してください。更に、すべての系統が完了したのち、通水試験を行ってください。

(標建 21.2.3)

- ・ 遠心力鉄筋コンクリート管の根切りの方法について下記の記載が平成 25 年度版より削除されています。しかし、機械設備工事編では、コンクリート管、ビニル管の埋設について同様の記載がありますので仕様について監督員に確認してください。

呼び径 300 以下の場合は根切り底を管の下端より 100mm 程度深く

呼び径 300 を超える場合は根切り底を管の下端より 150mm 程度深く

(標機 第 2 編 2.7.1)

2-2-40 施工（アスファルト舗装） (標 22.4.5)

- ・ 施工時の気温が 5℃以下の場合は、原則として、施工できません。
- ・ アスファルト混合物等の敷均し時の温度は 110℃以上とし、記録に残してください。

2-2-41 新植樹木の枯補償 (標建 23.3.4)

- ・ 期間は、特記による。特記がなければ、引渡し日から 1 年とします。

2-2-42 移植樹木の枯損処置 (標建 23.3.6)

- ・ 期間は、特記によります。特記がなければ、引渡しの日から 1 年とし、期間内に樹木が枯死した場合は、直ちに伐採及び抜根を行い、良質土で埋め戻し整地してください。

2-2-43 工法 (各種取付下地) (指針建 20.1.2)

- ・ 手摺、家具、その他ユニット等の取付に対し、設置場所や利用者の使い勝手等を考慮し、使用性、耐久性等に対して有害な欠陥のないものを選定し、また十分な強度を有した下地を設置してください (特に、跳ね出し式の手すりは注意が必要)。

2-3 電気設備工事

2-3-1 一般事項 (土工事及び地中配管)

- ・ 埋め戻し及び盛土は、特記がなければ根切り土の中の良質土を使用し、締め固めます。
(標電 第 1 編 2.2.1)
- ・ 地中配線の埋戻しは、根切り土の中の良質土により 1 層の仕上り厚さは 30 c m 以下となるよう均一に締め固める。
(標電 第 2 編 2.12.2)
- ・ 硬質ビニル管、波付硬質合成樹脂管等の敷設は、良質土または砂を均一に 5 c m 程度の敷均しが必要です。管の上部を同質の土又は砂を用いて締め固める。
(標電 第 2 編 2.12.4)
- ・ 基礎下の砕石は写真を撮ってください。

2-3-2 再使用機材 (標改電 第 1 編 1.4.3)

- ・ 取外し後再使用と特記された機材は、次によります。
 - (1) 取外し前に状態及び機能の確認を行い、機材に損傷を与えないように取外す。
 - (2) 取外し後に再使用する機材をウェス等で清掃する。
 - (3) 取外し後再使用までの間は、機材の性能、機能に支障がないよう適切に養生を行い、保管する。

2-3-3 一般事項 (スリーブ工事) (標電 第 1 編 2.9.1, 標改電 第 1 編 2.10.1)

- ・ 柱及び梁以外の個所で、スリーブが 200mm 以下の部分は紙製型枠も使用可とします。
- ・ 使用した紙チューブは、型枠取外し後に取除いてください。

2-3-4 隠ぺい配管の敷設（金属管配線） （標電 第 2 編 2.2.3, 標改電 第 2 編 2.2.3）

- ・ 管の支持は、サドル、ハンガ等を使用し、その取付間隔は 2m以下とします。また、管とボックス等との接続点及び管端に近い個所を固定してください。

2-3-5 隠ぺい配管の敷設（PF 管及び CD 管） （標改電 第 2 編 2.3.3）

- ・ 管の支持は、サドル、クリップ、ハンガ等を使用し、その取付間隔は 1.5m以下とします。また、管相互の接続点の両側、管とボックス等の接続点及び管端に近い個所で管を固定します。なお、軽鉄間仕切配管は、バインド線、合成樹脂製バンド、専用支持具等を用いて支持してください（写真管理が必要です。）。
- ・ コンクリートに打込む場合は、配管相互間隔を 30 mm以上とします。

（指針電 第 2 編 2.3.3）

2-3-6 露出配管の敷設（金属管配線） （標電 第 2 編 2.2.4）

- ・ 設計図書をよく理解し、管種の区別を確実に施工してください。
- ・ 管を支持する金物は、鋼製とし、管数、管の配列及びこれを支持する箇所状況に適合するものとし、スラブ等の構造体に取り付けしてください。

2-3-7 隠ぺい配管の敷設（硬質ビニール管） （標電 第 2 編 2.4.3）

- ・ 管の支持は、サドル、ハンガ等を使用し、その取付け間隔は、1.5m以下とします。また、管相互、管とボックス等との接続点及び管端に近い個所で管を固定してください（特に写真管理が必要です。）。

2-3-8 配管の敷設（金属製可とう電線管） （標電 第 2 編 2.5.3）

- ・ 管の支持は、サドル、ハンガ等を使用し、取付け間隔は、1m以下とします。ただし、垂直に敷設し、人が触れるおそれがない場合又は施工上やむを得ない場合は、2m以下とすることができます。また、管相互、管とボックス等の接続点及び管端から 30 cm 以下の個所で管を固定してください。

2-3-9 掘削及び埋戻し（地中配線） （標電 第 2 編 2.12.2）

- ・ 埋戻しは、根切り土の中の良質土により、1 層の仕上り厚さが 30 cm以下となるよう均一に締固めてください。

2-3-10 管路等の敷設（地中配線）

（標電 第2編 2.12.4）

- ・ 防食処理されていない鋼管及び金属管は、厚さ 0.4mmの防食テープを 1/2 重ね 2 回巻き以上とします。
- ・ 硬質ビニル管、波付硬質合成樹脂管等の敷設は良質土又は砂を均一に 5 c m程度敷きならした後に管を敷設し、管の上部を同質の土又は砂を用いて締め固めてください。

2-3-11 電線等の防火区画等の貫通

（標電 第2編 2.1.10）

- ・ 金属管が防火区画又は防火上主要な間仕切り（以下「防火区画等」）を貫通する場合は、次のいずれかによります。
 - (1) 金属管と壁等の隙間に、モルタル、耐熱シール材等の不燃材料を充てんする。
 - (2) 金属管と壁等の隙間に、ロックウール保温材を充てんし、標準厚さ 1.6mm以上の鋼板で押さえる。
 - (3) 金属管と壁等の隙間に、ロックウール保温材を充てんし、その上をモルタルで押さえる。
 - (4) 関係法令に適合したもので、貫通部に適合するものとする。
- ・ PF 管が防火区画等を貫通する場合は、次のいずれかによります。
 - (1) 貫通する区画のそれぞれ両側 1 m以上の距離に不燃材料の管を使用し、管と壁等との隙間に、モルタル、耐熱シール材等不燃材料を充てんし、その管の中に配管する。さらに不燃材料の端口は耐熱シール材等で密閉する。
 - (2) 関係法令に適合したもので、貫通部に適合するものとする。

※ 防火区画等の貫通において、国土交通大臣認定製品を使用する場合、認定された工法のとおり施工されているか確認できる記録を作成してください。

2-3-12 天井点検口の設置

- ・ 天井点検口を設置する場合、点検口の取付け及び開口部の補強などは、監督員と施工方法を協議した後に施工してください。

2-3-13 インサート及びアンカー

（標改電 第1編 2.12.1、2.12.3）

- ・ 既存インサート、既存ボルト等を再使用する場合は、状態及び強度を確認し、清掃してから使用してください。
- ・ 新たにあと施工アンカーを設ける場合の性能確認試験、施工後確認試験について特記を確認し、必要な場合は、実施してください。

2-3-14 分電盤、制御盤等の改造 (標改電 第2編 1.2.1、1.3.1、1.4.1)

- ・ 分電盤等を改造する場合は、ドア裏面の単線結線図等は改造後の図面に取替えてください。

2-3-15 施工の試験 (監督員に試験成績書を提出し、承諾が必要)

(提出：標電 第1編 1.5.4) (承諾：標電 第2編 2.18.2)

- ・ 接地極埋設後、接地抵抗測定
- ・ 配線完了後、絶縁抵抗試験及び絶縁耐力試験
- ・ 分電盤、OA 盤、実験盤及び開閉器箱の全数について、外観試験、構造試験、シーケンス試験
- ・ 照明器具の全数について点灯試験
- ・ 照明制御装置の全数について総合動作試験 (一般照明の照度測定については、特記を確認してください。)
- ・ 非常用の照明装置の照度測定 (測定箇所は監督員の指示による)
- ・ コンセントの全数について極性試験
- ・ 制御盤の全数について現地試験
- ・ 動力設備の全数について警報回路の動作など確認
- ・ 防火区画貫通の耐火処理工法は、関係法令に定められた工法に適合している旨の認定書 (写) を監督員に提出する
- ・ 太陽光発電設備の試験 (標電 5編 2.7.5 表 2.7.4)
- ・ 通信・情報設備工事の試験成績書 (標電 6編 2.28.2)

※公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)

「機材の試験」の試験成績書の承諾

「施工の立会い及び試験」の立会いと試験成績書の承諾

機材の検査等 (標電 第1編 1.4.4、1.4.5)

施工の検査等 (標電 第1編 1.5.3、1.5.4)

公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) にも同様の記載あり

「予備品」の納入の確認

2-4 機械設備工事

2-4-1 スリーブ (標機 第2編 2.2.27)

- ・ スリーブの径は、原則として、管の外径 (保温されるものにあつては保温厚さを含む。) より 40mm 程度大きなものとします。

- ・ 柱及び梁以外の箇所で、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が 200mm 以下の部分は、紙製型枠も使用可とします。使用した紙チューブは、型枠取外し後に取除いてください。

2-4-2 吊り及び支持 (標機 第 2 編 2.6.3) (標機 第 3 編 2.1.13-15, 2.1.19)

- ・ 配管の吊り及び支持等は、横走り配管にあつては、吊り及び形鋼振れ止め支持、立て管にあつては形鋼振れ止め支持及び固定とし、表 2.2.20 及び表 2.2.21 により行うほか、形鋼振れ止め支持を行う横走り主管の末端部に形鋼振れ止め支持を行ってください (写真管理が必要です)。
- ・ 天井吊り形の機器 (FCU、MAC、全熱交換機、送風機等) には、振れ止めを施してください。

2-4-3 一般事項 (地中配管) (標機 第 2 編 2.7.1)

- ・ コンクリート管以外の管を地中埋設とする場合は、管及び被覆樹脂に損傷を与えないよう山砂の類で管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻してください。
- ・ 排水管としてコンクリート管又はビニル管を地中埋設とする場合、管の下端より深く根切りをし、切込み砕石、切込み砂利または山砂の類を敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設してください。埋戻しは、管が移動しないように管の中心線程度まで埋戻し、その後所定の埋戻しを行ってください。

呼び径 300 以下 の場合は根切り底を管の下端より 100mm 程度深く

呼び径 300 を超える場合は根切り底を管の下端より 150mm 程度深く

- ・ 管を埋め戻す場合は、地表から 150mm 程度の深さに埋設表示用のアルミまたはポリエチレン等のテープを埋設してください。ただし、排水管は除きます。
- ・ 埋設配管の埋戻し及び盛土は、各層 30 cm 程度ごとに締め固める。管頂から 100mm まで山砂の類で埋戻してください。

(標機 第 2 編 2.7.1、4.2.1、指針機 第 2 編 2.7.1 図 2.7.2、標建 3 章)

2-4-4 一般事項 (貫通部の処理) (標機 第 2 編 2.8.1)

- ・ 防火区画又は防火上主要な間仕切り (以下「防火区画等」) を不燃材料の配管が貫通する場合は、その隙間をモルタル又はロックウール保温材で埋めてください。
- ・ 防火区画等を不燃材料以外の配管が貫通する場合は、建築基準法令に適合する工法とし、管種、管径に応じ適切に行ってください。
- ・ 外壁の地中部分等で水密を要する部分のスリーブは、つば付鋼管とし、配管はスリーブと触れないように施工してください。

※ 防火区画等の貫通において、国土交通大臣認定製品を使用する場合、認定された工法のとおり施工されているか確認できる記録を作成してください。

2-4-5 一般事項（試験） （標機 第2編 2.9.1）

- ・ 試験は、配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装または保温施工前に行ってください。試験は種類に応じてその負荷数値を施工計画書に記載してください。

2-4-6 再使用機材 （標機改 第1編 1.4.3）

- ・ 取外し後再使用と特記された機材は、次によります。
 - (1) 取外し前に状態及び性能・機能の確認を行い、機材に損傷を与えないように取外す。
 - (2) 状態及び性能・機能の確認の結果、修理等の必要が生じた場合は、監督員と協議する。
 - (3) 取外し後、機材の清掃、洗浄等を行い、再取付け後は、状態、機材の性能・機能確認を行う。
 - (4) 取外し後再使用までの間は、機器類の性能、機能に支障がないよう適切に養生を行い、保管する。

2-4-7 配管塗装 （標機 第2編 3.2.1.3表 2.3.9, 標建 18.3.2）

- ・ 合成樹脂調合ペイント塗装等を施す垂鉛めつき面の錆止めペイントは特記がなければ、一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント（JPMS28）としてください。

2-4-8 一般事項（土工事） （標機 第2編 4.2.1）

- ・ 地中配管を除き、埋戻し及び盛土は、特記がなければ根切り土の中の良質土を使用することとし、十分な締め固めを行ってください。
- ・ 基礎下の砕石は写真を撮ってください。

2-4-9 標識その他 （標機 第1編 1.7.4、標改機 第1編 1.8.5）

- ・ 消防法等に定めるところによる標識を設置してください。
- ・ 機器には名称及び記号を表示してください。
- ・ 配管、ダクトには、用途と流れの方向を表示してください。
- ・ 弁には、弁の開閉を表示してください。

2-4-10 インサート及びアンカー （標改機 第2編 5.1.1、5.1.2、5.1.3）

- ・ 特記された機器に使用するアンカーは、耐震計算を行い選定してください。

- ・ 既存のインサート及びアンカーボルトは原則として使用しないでください。やむを得ず既存のインサート及びアンカーボルトを再使用する場合は、状態及び強度を確認し、清掃してから使用してください。また、引張強度の確認試験について特記を確認し、必要な場合は、実施してください。
- ・ あと施工アンカーの施工には、工事内容に相応した施工の指導を行う施工管理技術者を配置してください（建築工事、電気工事と扱いが違うので注意してください。）。
- ・ 配管、ダクト、機器等の天井吊下げ用アンカーには、接着系アンカーを使用しないでください。

2-4-11天井点検口の設置

- ・ 天井点検口を設置する場合、点検口の取付及び開口部の補強などは、監督員と施工方法の協議をした後に施工してください。

2-4-12 試験成績書の提出

（提出：標機 第1編 1.5.5）（試験：標機 第2編第9節 指針に表あり）

- ・ **水圧試験**：高温水管、冷却水配管、給水管、揚水管、高置タンク以下の給水管、給湯管、消火配管（水配管）
- ・ **空気圧試験**：油管
- ・ **気密試験**：冷媒管、消火配管（不活性ガス、ハロゲン化物、粉末）、ガス配管
- ・ **通水試験**：飲料水以外の給水管、衛生器具等の取付け完了後の排水管、空調用ドレン管
- ・ **満水試験**：排水管
- ・ 槽の水張り試験：ユニット型浄化槽
- ・ 通水・総合運転試験：ユニット型浄化槽

※各試験成績書には、試験範囲が分かる図面等を添付してください。

※公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

「機材の検査等」、「機材の検査に伴う試験」の検査と試験成績書の提出

「機材の検査等」（第1編 1.4.5）

「機材の検査に伴う試験」（第1編 1.4.6）

「施工の検査等」の検査と試験成績書の提出

「施工の検査等」（第1編 1.5.4～1.5.6）

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）にも同様の記載あり

2-5 解体工事

2-5-1 事前措置

（標解 3.2.1）

- ・ 給水管、ガス管等は一次側をプラグ止めとするなど止水又は漏えい防止の措置をしてください。
- ・ 切断位置は明確にし、記録を監督員に提出してください。

2-5-2 特別管理産業廃棄物の処分等 (標解 5 章 4 節)

- ・ PCB を含む機器類は、工事完了後、調書とともに監督員に引き渡してください。
- ・ PCB 含有シーリング材は、工事完了後、調書とともに監督員に引き渡してください。

2-5-3 アスベスト含有建材の除去及び処理 (標解 6 章)

- ・ 石綿作業主任者を選定してください。 (標解 6.2.2)
- ・ 従事する作業者は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者としてください。 (標解 6.2.3)
- ・ 下記表記内容を表示及び掲示をしてください。 (標解 6.2.6)

- (1) 関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止
- (2) 石綿作業主任者名と職務内容
- (3) アスベストを取扱う作業場の表示、使用すべき保護具、アスベストの有害性など
- (4) 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ
- (5) 特定粉じん排出等作業の実施の届出の内容
- (6) 運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱い上の注意事項の表示

2-5-4 アスベスト含有成形板の除去 (標解 6.5.2, 6.5.4)

- ・ 作業場から場外へ飛散防止のため、養生シート等を用いて区画してください。
- ・ 除去したアスベスト含有成形板は、他の建設副産物等と分別して保管し、保管場所にはアスベスト等の保管場所であることの掲示をしてください。
- ・ 運搬車両の荷台に覆いを掛けるなど、飛散防止措置を講じてください。

2-5-5 確認及び後片付け (標解 6.5.5)

- ・ 除去の完了は、監督員の立会にて確認をしてください。
- ※ 埋設部の撤去完了時に残置物がないことの確認は、監督員立会又は写真など記録の作成を必ず行ってください。

2-5-6 イオン化式感知器 (標解 7.3.1)

- ・ イオン化式感知器は、製造業者に引き渡してください。

2-6 木造工事

2-6-1 材料の品質 (標木 1.4.2)

- ・ 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を監督員に提出してください。

2-6-2 含水率の測定 (標木 4.1.5)

- ・ 測定箇所は、1本の製材の異なる2面について、両小口から300mm以上離れた端部2か所及び中央部1か所の計6か所を測定し、含水率は、その6箇所の平均値です。

2-6-3 防腐・防蟻処理 (標木 4.2.1)

- ・ 薬剤の加圧注入処理の場合は、JIS A9002による使用薬剤、注入量等の証明書を監督員に提出してください。
- ・ 薬剤の塗布処理の場合は、使用薬剤、注入量等の記録を監督員に提出してください。

軸組工法（壁構造系、軸構造系）、枠組壁工法工事

2-6-4 木材等の加工工場 (標木 5.1.3、6.1.3、7.1.3)

- ・ 木材等の加工工場の加工能力等を示す資料を監督員に提出し、承諾を受けてください。
- ・ 加工工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を監督員に提出してください。

2-6-5 材料 (標木 5.2.1、6.2.1、7.2.1)

- ・ 品質、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出してください。

2-6-6 接合金物・接合具等 (標木 5.2.4、6.2.4、7.2.4)

- ・ 接合金物規格（Z、Cマーク）、同等認定金物（D、Sマーク）以外の金物を使用する場合は、資料を提出してください。

2-6-7 木材の加工

- ・ 軸組工法（壁構造系）の仕口、継手の工法は特記を確認し、加工図を作成し、監督員に提出してください。 (標木 5.4.2)
- ・ 軸組工法（軸構造系）の仕口、継手の形状、位置は特記を確認し、加工図を作成し、監督員の承諾を受けてください。 (標木 6.4.1、6.6.1 他)
- ・ 枠組壁工法の加工図、パネル製作図を作成し、監督員に提出してください。

(標木 7.4.1)

- ・ 内装、外装の木下地、木造作、木仕上げの工事の仕口、継手について設計図、仕様書を確認してください。明示されていない場合は、適切な工法を定め監督員に報告してください。(標木 9.4.1 他)

2-6-8 製品確認 (標木 5.4.7、6.4.9、7.4.2)

- ・ 全数確認を行い、記録を監督員に提出してください。

2-6-9 搬入及び建方 (標木 5.5.1、6.5.1、7.5.1)

- ・ 加工材は、搬入後建方前に、寸法、含水率について監督員の検査を受けてください。

2-6-10 製品確認建方精度 (壁構造系、軸組構造系) (標木 5.5.6、6.5.7)

- ・ 建方精度の確認は、建入れ直し後に行い、監督員の検査を受けてください。
- ・

2-6-11 構造用合板

- ・ 構造用合板の釘のめり込み深さ、へり空き寸法について適正な管理を行ってください。

3. 現場管理

3-1 安全管理

- ・ 工事の内容に応じた安全教育および安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出してください。(標建 1.2.2、指針建 1.2.2)
- ・ 工事用車両による土砂、工事用資材および機械などの輸送を伴う工事については、安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図ると共に施工計画書に記載して、監督員に提出してください。
- ・ 台風等が去って工事を再開する前に足場等の安全施設等の点検を行い、その記録を残してください。(労働安全衛生規則第 567 条)
- ・ 労働安全衛生規則 (足場等関係) により、足場からの墜落防止措置等の充実及び安全点検等の充実のため、手摺・幅木などの追加及び日常的な点検を実施し、記録を残すようにしてください。(労働安全衛生規則第 552、563、567、568 条)
- ・ 保安設備 (仮囲い・立入禁止措置等) の点検を実施し、記録を残すようにして下さい。
- ・ 工事の施工中に事故が発生した場合には、請負者は直ちに監督員に連絡をするとともに、状況、原因等を取りまとめ、監督員が指示する期日までに報告してください。

【監督員の確認事項等】

豊田市公共工事事故対応マニュアルに従い、豊田市建設技術連絡会危機管理委員会事務局、契約課及び危機管理担当（秘書課）に報告を行ってください。

3-2 標識

- ・ 建設業許可票（縦 25cm×横 35cm）、労災保険関係成立票（縦 25cm×横 35cm）、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識、建設リサイクル法通知済ステッカーを公衆の見やすい場所に掲示し、掲示状況を撮影し整理してください。施工体系図については追加がある毎に逐次更新し、工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示してください。（建設業法第 40 条）
- ・ 契約者（元請け業者）は建設業許可票を掲示しなければなりません。また、許可票の大きさについては法令にて縦 25cm 以上×横 35cm 以上と定められています。
- ・ 建設業許可票の主任技術者の専任の有無欄において、専任であるべき工事は「専任」と記載してください。また専任の必要がない場合は空欄としてください。
- ・ 建設業許可の更新があった場合、速やかに許可票も許可日の更新を行ってください。
- ・ 該当作業に作業主任者を選任した場合、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項の掲示が必要になります。（労働安全衛生規則第 18 条）
- ・ 工事名、場所等の記入間違いはないよう確認してください。
- ・ 工期延期のあった場合は速やかに書きかえてください。また、写真を撮影しておいてください。
- ・ 各掲示物が堅固に固定されているか、また通行人に対して安全か確認してください。
- ・ 大気汚染防止法に基づく石綿調査結果を現場に掲示してください。当書（3-6-2）を参照してください。
- ・ 下請負業者に対して再下請負をする場合の書類及び提出場所等を看板等で掲示してください。

3-3 整理整頓

- ・ 現場内は常に整理整頓、使用材料の保管等の状況をチェックし、労働災害のないよう注意して、限られた作業区域を有効に活用するよう心がけ、良い現場環境づくりに努めてください。

3-4 苦情処理

- ・ 工事現場に限らず周囲の状況や状態にも目を配り、苦情等がないよう第三者に対しても配慮してください。監督員に報告する体制を整え、苦情等があった場合は作業を中止

し、速やかに監督員の指示を受けてください。

(約款第 28 条, 29 条, 30 条、標建 1.3.7)

3-5 小規模工事

- ・ 小規模工事であっても一連の工程管理、写真管理、仮囲い、養生等に気を配った体制を整えてください。

3-6 建設副産物

3-6-1 工事現場の標識 (建設リサイクル法) (建築相談課)

- ・ 請負者は、建設リサイクル法通知済ステッカーを監督員から受領し、工事現場の標識など公衆が見やすい場所に貼付してください。

3-6-2 工事現場の標識 (大気汚染防止法) (環境保全課)

- ・ 解体等工事を請け負う受注者は、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に該当するかどうか事前調査を行い、その結果を発注者に書面で説明してください。また、その結果等を解体等工事の場所に掲示してください。
- ・ ただし、解体等工事に係る建築物等にアスベストが使用されていないことが明らかでない場合は除かれます。
 - (1) 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置した建築物等のみ、解体・改造・補修作業を行う建設工事 (当該建築物等以外の建築物等の解体、改造、補修作業を伴わないこと)
 - (2) 平成 18 年 9 月 1 日以後に改造、補修工事を行った部分の改造又は補修工事 (当該部分以外の部分を改造、補修する工事を伴わないもの、又は当該建築物等以外の建築物等 (平成 18 年 9 月 1 日以降に設置したものを除く。)) を改造、補修する作業を伴わないもの)

3-6-3 建設廃棄物マニフェスト (廃棄物対策課)

- ・ 請負者は、産業廃棄物及び指定副産物について、自らの責任において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すると共に、処分する際は、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を使用し A 票・E 票を完成検査時に検査員に提示しなければなりません。
- ・ 請負者は、産業廃棄物の適正な処理について定めた、再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書 (COBRIS 様式)、及びマニフェスト管理台帳を作成し、監督員に提出してください。
- ・ 排出事業者は、B 1 (収集運搬業者 2 社の場合)、B 2、D、E 票が返送されてきたとき、

それぞれA票と照合した上で日付を記入し、確認者の検印又はサインをしてください。
なお、最終処分場及び処理ルートについてのE票と、契約書の記載との相違には十分注意し、確認を行ってください。

- ・ 収集運搬車両番号、車種欄（4 t 車、10 t 車等）の記載忘れに注意してください。
- ・ 車番の記入欄のないものは、備考欄に記入してください。
- ・ 過積載に注意してください。
- ・ A票には必ず数量を記入してください。その他、形状、荷姿、処分先業者名、積替え保管の有無、中間処理方法等必要事項を記載してください。
- ・ 収集運搬業者からA票を必ず受け取ってください（収集運搬業者が運転者氏名記入後）。
- ・ 収集運搬業者から運搬終了日が記載されていないマニフェストが戻ってきた場合は、記載するよう指導してください。
- ・ 収集運搬業者はB1票を自ら保管し、運搬終了後10日以内のB2票の返送を確認してください。
- ・ 確認は直ちに、確実に行ってください（遅すぎないように、また処理日より前の日付を入れないように、収集運搬業者1社に委託した場合にB1の確認をしないように等）。
- ・ C1票が排出事業者に戻ることは不自然であることを認識してください。
- ・ 伝票交付後90日を過ぎてもD票が返送されない場合、伝票交付後180日を過ぎてもE票が返送されない場合は、当該委託に係る処分等の状況を把握し、行政に報告するなど適切な処置を講じてください。
- ・ 排出事業者はA票及び返送されてきたB2、D、E票を5年間保存してください。

3-7 環境配慮

- ・ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、関連法令および仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等についての具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出してください。
- ・ セメントおよびセメント系固化材による地盤改良および安定処理等の土砂とセメントおよびセメント細化材の攪拌混合を行う場合は、セメントおよびセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)により六価クロム溶出試験を実施する必要があります。
- ・ 施工計画書及び豊田市ホームページに掲載（総務部技術管理課）されている「環境配慮指針」に基づいた工事の実施を心がけるようにしてください。
- ・ 計画・設計段階で明記されていない取組を請負業者側が施工計画書に記載し、実施を行い環境保全に大きく貢献した場合は、内容に応じて工事成績評定に加点されます。

（環境配慮指針 3 チェックの手順及びフロー 施工段階参照）

- ・ なお指針は、豊田市ホームページの総務部技術管理課に掲載されています。

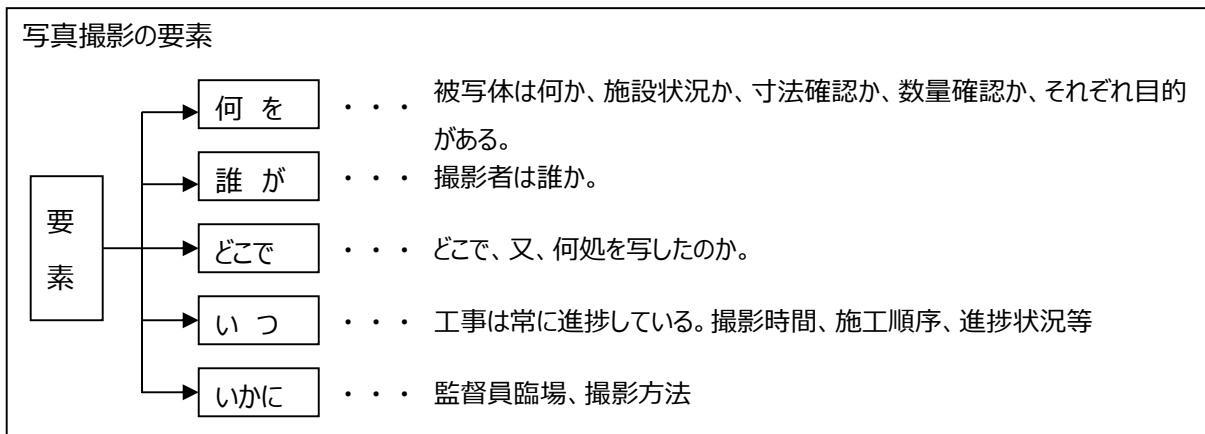
4. 品質管理・写真管理

4-1 品質管理

- ・ 品質証明書等には、試験年月日、検査者、規格値等が記入されているか確認してください。
- ・ 主要資材の品質証明・試験結果等は整理しておいてください。
- ・ 出荷証明書は原則品質証明書類とは扱いませんので注意してください。
- ・ 納入時の資材検査を怠らずに実施してください（特に写真等が必要です。）。
- ・ コンクリートの品質管理を適正に行ってください。（標建 6.9.3、指針建 6.9.3）
 - (1) 調合管理強度の管理試験用の供試体は、1 台の運搬車から採取してください。
 - (2) 構造体コンクリートの圧縮強度推定用の供試体は、適切な間隔をあけた 3 台の運搬車から採取してください。（指針建 6.9.3 表 6.9.2 供試体の採取例参照）
 - (3) 監督員から検印証を受け取り、供試体への貼り付けを忘れないで実施してください。
 - (4) 型枠取外し時期決定用の供試体養生は、工事現場内にて水中養生を行ってください。構造体コンクリート強度の推定用試験（材齢 28 日から判定の場合）の供試体養生は、標準養生又は工事現場内にて水中養生を行ってください。
 - (5) 標準仕様書 6.9.5 (1) (イ) による構造体コンクリート強度の推定用試験（材齢 28 日を超え 91 日以内から判定の場合）の供試体養生は、現場封かん養生を行ってください。
 - (6) 強度試験前に供試体に貼付した検印証を写真に撮り、資料採取時のものと同一のものか確認してください。
 - (7) 一連の作業は、適宜工事写真帳で整理してください。

4-2 写真管理

- ・ 工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後可視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し、適切な管理のもとに保管し、工事完成時に提出してください。



工事写真撮影のポイント

<工事写真全般について>

- ・ 遠景と近景をセットにして撮影するように工夫してください。
- ・ 写真帳は工種ごと工程の順に整理し、台紙に工種の見出しをつけて編集してください。
- ・ 工事の進捗に合わせ、撮り忘れのないようにしてください。
- ・ 特に不可視部分については、必ず写真での管理を実施してください。
- ・ 工程管理のための写真は、撮影する場所を統一してください。
- ・ 黒板等を有効活用し、何を撮影するのか明確にしてください。
- ・ 黒板のないもの、黒板の文字が判読しにくいもの、黒板記事の訂正、補足を必要とする場合は台紙の説明欄に記入してください。
- ・ 追加工事等の施工状況写真を忘れずに撮影してください。
- ・ 工事の立会い、確認の監督員の確認状況を撮影してください。
(監督規程第5条) (標建 立会い、検査の項目)
- ・ 何冊かの場合、表紙及び背表紙に 1/2、2/2 等を記入し、総冊数がわかるようにしてください。
- ・ 安全管理、工事看板等の写真を整理してください (看板文字が読みにくい写真が多くあります。)
- ・ 安全教育および安全訓練等について、状況写真を撮影してください。
- ・ 法的に掲示や表示の義務付けがあるものは、全景及びその内容が判読できるよう撮影してください。

<施工写真について>

- ・ 仮設物、各種養生の状況を撮影してください (仮設物の撤去中及び後の写真が必要です。)
- ・ 材料検収写真には、JIS や JAS マーク、品名・品番等が読み取れるよう、十分な配慮が

必要です（材料はシート等の養生の上で撮影してください）。

- ・ 内装工事におけるボード類、地域材板材の厚さ及び種類の管理の写真を撮影してください。
- ・ 各種試験、材料検収等は、種別や順番が明確にわかるように写真の整理を実施してください。
- ・ 免許等について法的により義務付け、契約図書により条件があるものは本人と免許等を現場で写真に残す工夫をしてください。
- ・ 寸法計測において、テープのたるみ、スケールの傾きに注意してください。
- ・ 鉄筋のかぶり寸法は、スペーサーブロックの厚さ測定の写真等により管理してください。
- ・ 鉄骨建方時における建起し精度確認状況写真を撮影してください。
- ・ 建築工事に包含する小規模な設備工事について写真を撮影してください。
- ・ 解体工事における埋設物の撤去状況（埋戻し・整地前）を撮影してください。
- ・ 地中の解体工事の撤去完了段階確認の状況を撮影してください（残存物の有無の確認について監督員の確認状況を撮影してください）。
- ・ 電気機械設備関係の電線管や埋設管等の写真で説明書や豆図等を利用するなどの工夫をし、分かりやすい写真帳を作成してください。
- ・ 隠蔽部の写真（防火区画貫通処理、保温材、遮音用GWなど）を撮影してください。
- ・ 昇降機設備工事や電気・機械設備工事等では、工程管理を写真で整理してください。
- ・ 産廃を自社運搬場合は、収集運搬車両に係る表示（ステッカー等）がされている写真を撮影してください。
- ・ 既設構造物の取壊しについても、取壊し量が把握できる写真が必要となります。
- ・ 残土を仮置きした場合は、最後にすべて撤去した状況を撮影してください。
- ・ 低騒音、低振動、排ガス対策機械等の写真を現場で撮影してください（全景写真および規制ステッカーが分かるもの）。
- ・ 交通誘導員業務がある場合の交通整理状況の写真を撮影してください。
- ・ 高度技術、創意工夫、社会性等に関する実施状況の写真を撮影してください。
- ・ デジタルカメラのデータを直接用紙に印刷する場合、「余白」の印刷は不要です。
- ・ 工事写真についてはデジタルカメラの使用を推進します。使用する機器の仕様が工事特記仕様書等で明記されている場合は留意してください。
- ・ ヘルメットの顎紐を締めていない、工具の保護カバーが取外されている等の作業状況が撮影されていることがあります。現場の安全管理と指導を徹底してください。

5. その他

5-1 検査時の対応

- ・ 契約者又は現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者は必ず立ち会ってください。
(検査規程第 5 条)
- ・ やむを得ずどちらかが立会いできない場合は、事前に説明してください。
- ・ 本人であること及び請負業者の社員であることが証明できる身分証明書を持参してください。
- ・ 契約者又は現場代理人、主任技術者又は監理技術者の双方が欠席したときは、原則として検査を中止します。
(検査規程第 14 条)
- ・ 社内検査の徹底を図り、現場内の整理清掃、提出書類等の再確認をした後、工事担当課の下検査及び技術管理課の検査を受検してください。
(監督規程第 12 条) (約款第 33 条では 14 日以内に検査完了し結果を通知)
- ・ 現場における検査測定時には適切な人数を配置してください。
- ・ 監督員へ提示・報告とされている書類も全て、完成検査時には検査員が確認できるように検査会場へ持参してください。
- ・ 検査に当り必要がある場合は、機械・道具等の設備を用意してください。工事で設置した機器等は全て作動させられようように準備をしてください。
- ・ 完成検査等の手直し事項は速やかに処理をし、必ずその結果を監督員に書面にて報告してください。
(約款第 33 条) (監督規程第 14 条) (検査規程第 10 条)
- ・ 工事が完成したときは、検査員の検査までの間に担当課の下検査(書類検査を含む)を受け、手直し等を終え、下検査報告書を提出してください。
(約款第 33 条) (監督規程第 12 条)

5-2 工事写真の電子媒体提出について

- ・ 電子媒体の作成にあたっては、「豊田市電子納品運用ガイドライン(令和3年4月)」及び「豊田市デジタル写真管理情報基準(令和3年4月)」によるものとします。
- ・ 工事写真の電子媒体提出をする場合は、工事着手時に「事前協議チェックシート(工事)」(別添 4-1)を用いて協議をしてください。工事完成時は、「電子媒体納品書」(別添 4-2)とともに提出してください。
- ・ 電子媒体(CD-R 等)のラベル面には、必要項目を表記してください。署名欄については検査終了後、受発注者が直接署名します。
- ・ デジタルカメラの有効画素数は 100 万画素程度を標準とします。
- ・ 電子成果品のチェックを行いエラーのある工事写真については、対応を協議してください。

5-3 その他

- ・ 段階における打合せを監督員と十分に行い意思の疎通を図ってください。また、変更契約協議においても十分な資料を提出し、現場と設計書との食い違いがないよう注意してください。
- ・ 特に設計図書に記載されている施工を取りやめる必要がある場合、記載のされていない施工を行う必要がある場合に関しては、軽微な内容においても必ず施工前に書面をもって監督員と変更契約の必要性を協議してください。
- ・ 打合せ議事録に内容及び結果を記入してください。
- ・ 設計図書において、適用される必要な書類、図書を整備してください（標準仕様書、特記仕様書に記載されている提出図書を確認してください。）。
- ・ 設計図書および工事関係図書を、工事の施工のために使用する以外の目的で第三者に使用させてはいけません。 (標建 1.1.6)
- ・ 特記仕様書に記載されている提出図書の確認を忘れないようにしてください（竣工写真・竣工図・施工図・保全に関する資料等）。
- ・ 保全に関する資料は、以下の点にも配慮して作成してください。
 - (1) 通常状態でない場合（停電時、復電時、地震時、火災時、長期休暇時、降雪時、等）の注意事項
 - (2) 法定点検や点検業務委託の要否
 - (3) 安全上の注意点（防火戸、防火区画、危険個所、内装制限による規制緩和の適応の有無）
 - (4) 間仕切り増設の可否（感知器・スプリンクラー・排煙区画）等
 - (5) 改修等により保全方法を変えなければならない点（水洗いの可否、ワックスの種類等）
 - (6) フィルター清掃等定期的な日常メンテナンスが必要な機器の設置場所及びメンテナンス方法 (標建 1.7.1、1.7.2、1.7.3)